

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第132号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「小学校」の右に「，義務教育学校（後期課程のみの用に供する施設を除く。）」を加える。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)